

1. 訓練評価体制の明確化、原子力緊急事態の発生に至らない訓練の追記（対象：福島第一/福島第二/柏崎刈羽）

対照表は柏崎刈羽を代表として示す

頁	現行	修正	理由
I - 22	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第7節 訓練の実施</p> <p>1. 社内における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織及び本社原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。</p> <p>a. 防災訓練（緊急時演習）※b～gの訓練を複数組み合わせる訓練 b. 通報訓練 c. 原子力災害医療訓練 d. モニタリング訓練 e. 避難誘導訓練 f. アクシデントマネジメント訓練 g. 電源機能等喪失時訓練</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画を取り纏め、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（モニタリング訓練）の指導及び助言を受ける。なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。</p> <p>(3) 社長は、(2)で定めた訓練について、その実施結果を様式10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第7節 訓練の実施</p> <p>1. 社内における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織及び本社原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。<u>また、評価にあたっては、社内及び社外による評価確認の実施体制を明確にする。</u></p> <p>a. 防災訓練（緊急時演習）※b～gの訓練を複数組み合わせる訓練 b. 通報訓練 c. 原子力災害医療訓練 d. モニタリング訓練 e. 避難誘導訓練 f. アクシデントマネジメント訓練 g. 電源機能等喪失時訓練</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画を取り纏め、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（モニタリング訓練）の指導及び助言を受ける。なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。</p> <p><u>(3) 原子力防災管理者は、(2)の計画において原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定</u><u>の訓練を計画する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合わせて実施する。</u></p> <p>(4) 社長は、(2)、(3)で定めた訓練について、その実施結果を様式10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。</p>	